

## 令和4年4月1日以後に開始する事業年度の 法人県民税・法人事業税の税率等について

令和4年度税制改正等において、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税の税率が変更となりました。この改正を踏まえた、法人県民税・法人事業税の税率等は以下のとおりです。

### 【法人事業税等の税率改正等（R4 税制改正関係）】

#### （1）法人事業税の税率

ア. 下記イ、ウ、エ以外の事業

法人(事業)の種類	課税標準 (税額を算出する基礎となるもの)	税率				
		H27.4.1から H28.3.31までに 開始する事業年度	H28.4.1から R1.9.30までに 開始する事業年度	R1.10.1から R2.3.31までに 開始する事業年度	R2.4.1から R4.3.31までに 開始する事業年度	R4.4.1以後に 開始する事業年度
所得割	資本金 1億円超の 普通法人 (外形対象法人)	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	年400万円超～年800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%		
	年800万円超の所得及び清算所得	3.1%	0.7%	1.0%		
	軽減税率不適用法人	3.1%	0.7%	1.0%		
所得割	資本金 1億円以下の 普通法人等 (外形対象法人)	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%	
	年400万円超～年800万円以下の所得	5.1%		5.3%		
	年800万円超の所得及び清算所得	6.7%		7.0%		
	軽減税率不適用法人	6.7%		7.0%		
所得割	特別法人 協同組合、 信用金庫、 医療法人 など	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%	
	年400万円超の所得及び清算所得	4.6%		4.9%		
	軽減税率不適用法人	4.6%		4.9%		
付加価値割	資本金 1億円超の 普通法人 (外形対象法人)	付加価値額	0.72%	1.2%		
資本割	資本金 1億円超の 普通法人 (外形対象法人)	資本金等の額	0.3%	0.5%		

※軽減税率不適用法人 … 事業年度終了の日に3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人

イ. 電気供給業（小売・発電・特定卸供給業を除く）、導管ガス供給業、保険業（生命・損害・少額短期保険業）

法人(事業)の種類	課税標準 (税額を算出する 基礎となるもの)	税率				
		H27.4.1から H28.3.31までに 開始する事業年度	H28.4.1から R1.9.30までに 開始する事業年度	R1.10.1から R2.3.31までに 開始する事業年度	R2.4.1から R4.3.31までに 開始する事業年度	R4.4.1以後に 開始する事業年度
収入割	電気供給業（小売・発電・特定卸供給業を除く）、 導管ガス供給業、 保険業（生命・損害・少額短期保険業）	収入金額	0.9%	1.0%		

ウ. 電気供給業（小売・発電・特定卸供給業） ※特定卸供給業に係る税率は、R4.4.1以後に終了する事業年度から適用。

法人(事業)の種類	課税標準 (税額を算出する 基礎となるもの)	税率				
		H27.4.1から H28.3.31までに 開始する事業年度	H28.4.1から R1.9.30までに 開始する事業年度	R1.10.1から R2.3.31までに 開始する事業年度	R2.4.1から R4.3.31までに 開始する事業年度	R4.4.1以後に 開始する事業年度
収入割	電気供給業（小売・発電・特定卸供給業）	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	
所得割	資本金1億円以下の普通法人等 電気供給業（小売・発電・特定卸供給業）	（小売・発電・特定卸供給業に係る）所得	—		1.85%	
付加価値割	資本金1億円超の普通法人	付加価値額	—		0.37%	
資本割	電気供給業（小売・発電・特定卸供給業）	資本金等の額	—		0.15%	

エ. 特定ガス供給業 (注)

法人(事業)の種類	課税標準 (税額を算出する 基礎となるもの)	税 率				
		H27.4.1から H28.3.31までに 開始する事業年度	H28.4.1から R1.9.30までに 開始する事業年度	R1.10.1から R2.3.31までに 開始する事業年度	R2.4.1から R4.3.31までに 開始する事業年度	R4.4.1以後に 開始する事業年度
収入割	収入金額	0.9%		1.0%		0.48%
付加価値割	特定ガス供給業 (注) 付加価値額	—		—		0.77%
資本割	資本金等の額	—		—		0.32%

(注) 導管ガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業)以外の事業であって、一定の要件を満たすガス製造事業者が行うもの。

(2) 特別法人事業税又は地方法人特別税の税率 ※R1.10.1以後に開始する事業年度は特別法人事業税となります。

区 分	税 率				
	H27.4.1から H28.3.31までに 開始する事業年度	H28.4.1から R1.9.30までに 開始する事業年度	R1.10.1から R2.3.31までに 開始する事業年度	R2.4.1から R4.3.31までに 開始する事業年度	R4.4.1以後に 開始する事業年度
所得割	外形対象法人	93.5%	414.2%	260.0%	
	外形対象外法人	43.2%		37.0%	
	特別法人	43.2%		34.5%	
収入割	電気供給業(小売・発電・特定卸供給業除く)、 導管ガス供給業、保険業(生命・損害・少額短期保険業)	43.2%		30.0%	30.0%
	電気供給業(小売・発電・特定卸供給業)			30.0%	40.0%
	特定ガス供給業			30.0%	62.5%

【法人県民税の税率改正等 (H28 税制改正関係)】

(1) 富山県における法人県民税法人税割の税率

区 分	税 率	
	R1.9.30までに 開始する事業年度	R1.10.1以後に 開始する事業年度
・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 及び保険業法の相互会社 ・法人税額が年1,000万円を超える法人	4.0% (注1)	1.8% (注1)
・上記以外の法人(中小法人に対する不均一課税)	3.2%	1.0%

(注1) 法人税割については、標準税率に+0.8%の超過課税を実施。

適用：昭和50年12月1日～令和7年3月31日までの各事業年度

目的：社会福祉の充実、教育文化・スポーツの振興 等

(2) 富山県における法人県民税均等割の税率

資本金等の額	標準税率	税 額		備 考
		H29.3.31までに 開始する事業年度	H29.4.1以後に 開始する事業年度	
1千万円以下の法人等	20,000円	21,000円		とやまの森を県民全体で 守り育て、次世代に引き継 いでいくための財源を「水 と緑の森づくり税」として 法人県民税均等割に1,000 円～100,000円を加算し、申 告納付していただきます。 (注2)
1千万円超～1億円以下	50,000円	52,500円		
1億円超～10億円以下	130,000円	136,500円		
10億円超～50億円以下	540,000円	567,000円	580,500円	
50億円超～100億円以下	800,000円	860,000円	880,000円	
100億円超～		880,000円	900,000円	

(注2) ・水と緑の森づくり税の課税期間：平成19年4月1日～令和9年3月31日の20年間に開始する事業年度分

・税額の一部引上げ：平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金等の額10億円超の法人について、税額が引き上げられています。

【お問い合わせ先】

・富山県総合県税事務所 課税第一課事業税第一班 TEL 076-444-4504  
・富山県経営管理部税務課 TEL 076-444-3178